

Title	ナチス期におけるルール労働市場
Sub Title	Arbeitsmarkt des Ruhrgebiets in der NS-Zeit
Author	矢野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1985
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.78, No.5 (1985. 12) ,p.535(85)- 558(108)
JaLC DOI	10.14991/001.19851201-0085
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19851201-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ナチス期におけるルール労働市場

矢野久

目次
I 序
II 労働行政の制度と課題
1 ナチス前期(1933年～1936年)
2 ナチス後期(1936年～1939年)
III ルール労働市場の実態
1 人口変動
2 就業状態
3 労働需給関係
4 職場移動
5 労働局の職業紹介
IV 結論

I 序

本稿の課題は、ナチスが労働政策を媒介にして規制・統制しようと試みた労働市場の実態を解明することにある。すでにわが国においてもナチス労働政策についていくつかの研究業績があるが、その重点は、ナチス労働政策の叙述とその政治的帰結の分析にあった。⁽¹⁾労働市場の実態そのものばかりか、労働市場への国家的介入の手段たる労働行政についても、これまで十分に検討されてはこなかった。わが国ばかりか、西欧においても同様の研究史上の問題が確認できよう。

本稿では、ナチスがいかなる目的をもっていかなる労働市場政策を導入したのかについては叙述を必要最少限にとどめることとし、むしろ以下の問題の解明に重点をおく。

第一に、従来、労働市場政策の遂行機関である職業紹介・失業保険帝国局(Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung、以下帝国局と略記)、州労働局(Landesarbeitsämter)、労働局(Arbeitsämter)の具体的活動についてはあまり研究されることはなく、それゆえ労働行政の実態は不問に付されていた。本稿は、労働行政の機関たる帝国局・労働局の制度と課題を明らか

注(1) 戸原四郎「ナチスの労働政策」東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会』3、東京大学出版会、1979年所収、矢野久「ナチス後期における労働政策とその実態に関する社会史的考察(上、下)」『三田学会雑誌』70巻6号(1977年12月)、71巻3号(1978年6月)。

にし、労働市場の実態を把握するための制度的前提を解明することにする(II)。

第二に、従来の研究においては、ドイツ全体の就業状態が問題とされ、地域レベルでの就業状態に関してはわずかな例外を除いて十分に考察されることはなかった。労働市場政策が具体的にいかなる実態をもっていたのかについては、地域レベルでより具体的に実証可能であり、また、新しい労働市場政策が導入される場合、地域レベルでの不均衡な労働市場の実態がきわめて重要な役割を果たしていた。それゆえ、本稿はルール工業地帯に限定して、まずは統計的考察を軸に、この地方の就業状態をドイツ全体のそれと比較検討することによって、この地方の就業状態の特質を解明する(III. 1, 2)⁽²⁾。

第三に、労働行政の制度とルール労働市場の統計的考察をふまえて、従来必ずしも充分には実証分析されていなかった個々の労働市場政策の実態を分析する。ナチスほどの程度有効に労働市場を統制しえたのか、労働市場の実態はいかなるものであったのか、が地域レベルで解明される(III. 3, 4, 5)。

以上の分析をもとにして、最後に、ナチス期のルール労働市場の実態がナチス経済全体の中で有する意味が明確化される。筆者が前稿において分析した企業内における労働力配分が、広義のナチス労働政策、狭義のナチス労働市場政策の中でいかなる位置を占めるのかが、ナチス経済統制の性格づけとの関連において総括されよう(IV)⁽³⁾。

対象とする時期は、1933年から、とりわけ1936年から1939年までに限定される。第二次世界大戦における労働市場の問題はいずれ稿を改めて考察することにしたい。

II 労働行政の制度と課題

労働市場政策遂行のための機構、具体的には帝国局・労働局は、ナチス期にはじめて設立されたのではなく、1927年、職業紹介・失業保険法(Gesetz über Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung)⁽⁴⁾によって制度化された。しかしその成立史は、ワイマル共和制成立時にまで遡る。

注(2) 西ドイツで最近、地域レベルでの実証研究がなされている。Klaus Wisotzky: Der Ruhrbergbau im Dritten Reich. Studien zur Sozialpolitik im Ruhrbergbau und zum sozialen Verhalten der Bergleute in den Jahren 1933 bis 1939, Düsseldorf 1983; Gustav-Hermann Seebold: Ein Stahlkonzern im Dritten Reich. Der Bochumer Verein 1927—1945, Wuppertal 1981; Hisashi Yano: Hüttenarbeiter im Dritten Reich. Die Betriebsverhältnisse und soziale Lage bei der Gutehoffnungshütte Aktienverein und der Fried. Krupp AG 1936 bis 1939, Stuttgart 1985.

なお、ルール地方あるいはルール工業地帯とは、経済的社会的カテゴリーであり、政治的行政的カテゴリーではない。ルール工業地帯は、行政的にはラインラントとヴェストファーレン両州の大部分から成る地方であり、ラインラントはルール地方の西部、ヴェストファーレンはルール地方の東部を含んでいた。

(3) 矢野久「第二次世界大戦前夜におけるドイツ製鉄業の労働力配分——グーテホフスンクとクルップ製鋼工場の分析——」『三田学会雑誌』77巻3号(1984年8月)。

(4) Reichsgesetzblatt (RGBl.) I, 1927, S. 187.

1919年の社会化法ならびにワイマール憲法において、労働力がライヒの特別の保護下におかれることになり、ここにドイツ史上はじめて、労働市場に対する国家の責任が成文化されることとなった。⁽⁵⁾ その際、労働市場を管理するための最も重要な手段とみなされたのが、職業紹介 (Arbeitsnachweis, 後に Arbeitsvermittlung)⁽⁶⁾ である。これは、1922年に制度化され、(a)市町村の職業紹介局 (öffentliche Nachweise), (b)州職業紹介局 (Landesämter für Arbeitsvermittlung), (c)ライヒ職業紹介局 (Reichsamt für Arbeitsvermittlung) の三段階において組織されるものとなった。営利による民間職業紹介業は10年の猶予期間をもって禁止されたが、労働組合、雇用主団体、職員団体、同業組合等の職業紹介活動は容認され、職業紹介は上記の公的職業紹介局の独占するところとはならなかった。⁽⁷⁾

1927年の職業紹介・失業保険法によって、労働市場の全機構が統合され、積極的な労働市場政策の制度的前提が形成されることとなった。この法は、大別して、(a)職業紹介、(b)失業保険、(c)失業の防止、の三つの領域において、労働市場政策遂行のための制度的条件を改善することをめざすものであった。これによって、労働市場政策遂行のための機構と課題は、帝国局とこれに従属する13の州労働局ならびに363の労働局に統一された。雇用主、被雇用者、地方自治体は、これらの帝国局・労働局に同等に参加し、かくして、三者構成による自治制度が確立された。⁽⁸⁾ しかし、この制度が現実にかなる成果をもちえたかは、その後の世界経済恐慌が如実に示している。

本節では、ナチス期に労働市場政策上のいかなる権限が帝国局・労働局に付与されていたのかを分析することにより、ナチス期の労働行政の制度とその変化、ナチス労働市場政策の遂行手段の特質を解明する。

1 ナチス前期 (1933年～1936年)

ドイツ労働市場政策史上、ナチス期にはじめて労働権 (Recht auf Arbeit) が主張され、そのかぎりにおいて画期的であった。しかしそれには、国家のための労働力の提供、すなわち労働の義務 (Pflicht der Arbeit)⁽⁹⁾ が一体化されてもいたのである。労働の権利と労働の義務とを結合したナチ

注(5) Ernst Rudolf Huber: Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, Bd. 3, Stuttgart 1961, S. 80, 129 ff.; Anselm Faust: „Arbeitsmarkt in Deutschland im 19. und 20. Jahrhundert: die Arbeitsvermittlung im Wechsel arbeitsmarktpolitischer Strategien“, in: Auswanderer, Wanderarbeiter, Gastarbeiter. Bevölkerung, Arbeitsmarkt und Wanderung in Deutschland seit der Mitte des 19. Jahrhunderts, hrsg. v. Klaus J. Bade, Ostfildern 1984, S. 221.

(6) Arbeitsnachweisgesetz については RGBL., 1922, S. 657.

(7) Ludwig Preller: Sozialpolitik in der Weimarer Republik, Kronberg (Ts.)/Düsseldorf 1978 (1949¹), S. 276 ff.; A. Faust: op. cit., S. 228 f.

(8) L. Preller: op. cit., S. 371 ff.; A. Faust: op. cit., S. 229; Andreas Kranig: Lockung und Zwang. Zur Arbeitsverfassung im Dritten Reich, Stuttgart 1983, S. 149 f.

(9) Achim Holtz: Nationalsozialistische Arbeitspolitik. Notwendigkeit und Bedeutung der Arbeitspolitik für den Umbruch und die Lenkung der Volkswirtschaft und ihr politischer Einsatz, Würzburg 1938, S. 27 ff.; C. W. Guillebaud: The Social Policy of Nazi Germany, London 1941, S. 48; A. Faust: op. cit., S. 222.

ス労働市場政策が、これまでの労働市場政策の機構をいかに改編し、いかなる特質をもったのか、を解明することが本節の課題である。

ところで1936年秋を機に、ナチス経済政策の方向は大きく変化した。⁽¹⁰⁾これまでの研究を回顧すると、1936年以前の労働市場政策においてさえ、その把握の仕方は多様である。大別すると、(a)失業克服政策と捉える見解、(b)「労働配置」政策への過渡期とみなす見解、(c)「労働配置」政策そのものとみる見解の三つに分かれる。⁽¹¹⁾そこで本節では、1933年から1936年までの時期における労働市場政策の機構の改編、労働市場政策の歴史的転換を分析することによって、この時期のナチス労働市場政策の特質を解明することにする。

1933年までは、労働組合と雇用主団体は帝国局の自治に関与することができたし、特に下部機関の人事は両者双方によって決定されていた。⁽¹²⁾しかし1933年3月、帝国局の自治機関たる評議委員会(Verwaltungsrat)ならびに理事会(Vorstand)は解体され、両者の権限は段階的ではあるが、帝国局総裁ないしは州労働局長官と労働局長に移譲されていった。しかし同時に帝国局総裁はライヒ労働相に従属し、自律した機関であった帝国局は、すでにナチス期初期に半自律的な行政官庁になった。⁽¹³⁾人事面では、労働局はその三者構成の自治制度のゆえに労働組合関係の職員の構成比が高かったので、1933年4月以降の「粛清」の波を最も強く受けることとなった。1933～34年の1年間に少なくとも13%、多くて20%の帝国局の職員が政治的理由により解雇され、360の労働局のうち259の労働局で局長あるいはその代表がその地位を奪われている。⁽¹⁴⁾

このように、帝国局の自治機関のあらゆる権限は剝奪され、その自治制度は解体されてしまった。他方でドイツ労働戦線は、労働組合の後継者として帝国局のあらゆる機関に参加することができなかったばかりか、労働市場政策の領域からも排除されてしまった。帝国局は、その自律性の解体にもかかわらず、否それゆえに、ナチス労働市場政策の遂行手段としての重要な位置と役割を与えら

注(10) 大野英二「四カ年計画と経済政策の転換——ナチ・レジーム研究ノート」大野英二、住谷一彦、諸田実編『ドイツ資本主義の史的構造』有斐閣、1972年所収、戸原二郎「ナチス経済」『ファシズム期の国家と社会』3、前掲書所収、矢野「社会史的考察」(上)。

(11) (a)の立場はベツィーナに代表される見解である。Heinz Dietmar Petzina: Der nationalsozialistische Vierjahresplan von 1936, Diss. Mannheim 1965 (Abk. Vierjahresplan), S. 202 ff.; Dieter Petzina: Autarkiepolitik im Dritten Reich. Der nationalsozialistische Vierjahresplan, Stuttgart 1968, S. 158 ff.; ders.: „Die Mobilisierung deutscher Arbeitskräfte vor und während des Zweiten Weltkrieges“, in: Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte, 18. Jg., 1970, S. 443, 446.

(b)はイギリスのメイソンの立場である。Timothy W. Mason: Sozialpolitik im Dritten Reich. Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft, Opladen 1977, S. 146 f., 162 f. 塚本健『ナチス経済—成立の歴史と論理』東京大学出版会、1964年、274ページ。戸原「ナチスの労働政策」158ページ以降。

(c)の立場に立つものとして A. Kranig: op. cit., S. 153 ff.

(12) L. Preller: op. cit., S. 375.

(13) Friedrich Syrup: 100 Jahre staatliche Sozialpolitik 1839—1939, aus dem Nachlaß hrsg. v. Julius Scheuble, bearb. v. Otto Neuloh, Stuttgart 1957, S. 407.

(14) 6. Bericht der Reichsanstalt für die Zeit v. 1. 4. 1933 bis zum 31. 3. 1934, Beilage zum Reichsarbeitsblatt (RAB 1.), 1935, Nr. 4, S. 39; A. Faust: op. cit., S. 230; A. Kranig: op. cit., S. 152.

れたのである。

さて、1936年以前の労働市場政策は主として次の二点から構成される。第一は、職場移動制限とこの領域での帝国局の権限であり、第二は、帝国局への労働力配分の独占的権限の付与である。

職場移動制限は、就業状態の地域的・産業的差異に関連して導入された。失業克服・雇用創出というナチスのプロパガンダや失業者統計の構成を恣意的に改編することによる失業者数の減少⁽¹⁵⁾にもかかわらず、失業者は1935年末においてさえ、官庁統計でも250万人を数えていた⁽¹⁶⁾。しかも、失業状態は地域によって一様ではなく格差が存在しており、また、職業別では、職員に比し工業労働者の失業率はきわめて高かった⁽¹⁷⁾。1934年には、農業部門ではすでに労働力が不足したため、農業労働者の離村を防止し、すでに離村している農業労働者の農業への復帰を可能にする方策が求められた。他方において、特に大都市と工業地帯の失業克服のために、大都市と工業地帯への移住を制限する措置が必要となった。ここに1934年5月「労働配置規制法 (Gesetz zur Regelung des Arbeitseinsatzes)」⁽¹⁹⁾が制定され、後の「労働配置」政策の法的基礎となった。労働者は、労働協約の自由な締結⁽²⁰⁾、職場の自由な選択、職業の自由な選択の権利を奪われることになった⁽²¹⁾。しかし実際には、大都市への移住制限はベルリン、ブレーメン、ハンブルク(1935年3月以降ザールランドも)においてのみ実施されたにすぎず、失業率が特に高かった他の大都市、とりわけ中部ドイツやルール工業地帯には適用されなかった。このように、帝国局総裁に法的に与えられた権限は、実際にはきわめて限られた範囲においてしか利用されていなかった⁽²²⁾のである。

前述したように、営利による民間職業紹介業は10年の猶予期間を経て1931年に禁止されたが、労働組合等の公私の機関には職業紹介活動は認められていた。ナチスの政権掌握後この職業紹介の領域で問題となったのは、ナチ党組織、ナチス経営細胞、ドイツ労働戦線等の独自の紹介活動であり、これらの職業紹介活動は、帝国局にとってきわめて望ましくないものとなっていた⁽²³⁾。そこで1934年8月に「労働力配分令 (Verordnung über die Verteilung von Arbeitskräften)」⁽²⁴⁾が公布され、帝国局

注 (15) 約40万人の青年失業者が1933年以降突然統計上もはや失業者に登録されなくなった。Fritz Petrick: „Eine Untersuchung zur Beseitigung der Arbeitslosigkeit unter der deutschen Jugend in den Jahren von 1933 bis 1935“, in: Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte, 1967, Teil I, S. 289 ff.

(16) T. Mason: Sozialpolitik, S. 139. 夏と冬との間の失業者数の格差は減少するどころか拡大している。

(17) T. Mason: Sozialpolitik, S. 89 f.

(18) Jürgen Kuczynski: Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus, Bd. 6, Berlin (Ost) 1964, S. 151.

(19) Franz Seldte: Sozialpolitik im Dritten Reich 1933—1938, München/Berlin 1939. 邦訳『ナチス独逸社会政策』雪山慶正訳, 1942年, 72ページ。F. Syrup: Der Arbeitseinsatz und die Arbeitslosenhilfe in Deutschland, Berlin 1936. 邦訳『ナチス労務配置政策の発展』木田徹郎訳, 1943年, 108ページ以下。

(20) RGBI. I, 1934, S. 381.

(21) A. Kranig: op. cit., S. 64 f.

(22) F. Syrup: 100 Jahre Sozialpolitik, S. 415 f.; T. Mason: Sozialpolitik, S. 137.

(23) F. Syrup: 100 Jahre Sozialpolitik, S. 407; T. Mason: Sozialpolitik, S. 135 ff.

(24) RGBI. I, 1934, S. 786.

総裁のみが労働力の配分ならびに交換を規制しうるものとなった。これにより、他の組織は労働力配分に介入できなくなり、帝国局総裁は、ライヒ経済相、労働相の許可にもとづき、労働力配分に関する諸規定を導入しうるようになった。これにもとづき、具体的には同年同月、労働力配分に関する帝国局総裁指令⁽²⁵⁾が出された。これは、第一に、高齢失業者を就業させ、青年労働力を農業のために確保する職場交換に関する規定、第二に、25歳以下の青年労働者の雇用制限から成り、経済発展に⁽²⁶⁾応じて労働配置を規制することを目的とするものであった。

1935年11月には「職業紹介、職業相談、徒弟紹介法 (Gesetz über Arbeitsvermittlung, Berufsberatung und Lehrstellenvermittlung)」が出され、この三つの領域における活動は帝国局によるのみ⁽²⁷⁾なされるべきものとなり、ここに帝国局の独占的地位が確保されることとなった。しかし、帝国局のこの独占的地位は、職場移動の全面的な届出・利用強制とは直結されず、限定されたものにとどまった。また、同年、帝国局は、労働需給の地域間格差を相殺するために職業紹介調整帝国局 (Reichsausgleichsstelle für Arbeitsvermittlung) を設立したが、失業者の転換・交換能力を登録する⁽²⁸⁾基礎を提供するものにすぎなかった。

このように、1936年までの時期におけるナチス労働市場政策は、職場移動、職業紹介両面において確かにワイマール期の労働市場政策の機能と課題を超えるものであり、労働力の国家的管理・統制の方向に一步踏み込むものであった。しかしそれは、第一義的には、現存する地域間・職業間の失業・就業状態の格差を克服するためのものであり、実態との関連において失業克服策であった。労働市場政策上の法制度からすれば、それは失業克服策を超え、「労働配置」政策への過渡をなすものであったが、その場合においても大きな限界があった。

2 ナチス後期(1936年~1939年)

ナチス労働市場政策は、労働行政の二重化、すなわち、帝国局総裁の権限強化と帝国局の労働相への従属という形で開始されたが、1936年までは、前者の帝国局総裁の権限強化が前面に出る形で進行した。1936年の「第二次四カ年計画」は、帝国主義的拡張と国内の経済的再軍備を一体化する⁽²⁹⁾ものであり、労働市場政策史上においても「最初の大きな画期」⁽³⁰⁾をなすものであった。

労働力不足一般ではなく、産業によって片寄った就業状態が、1936年秋のこの労働市場への介入のきっかけとなった。すなわち、建設業と鉄・金属産業における労働力不足が、労働市場への国家

注 (25) Deutsche Reichsanzeiger, Nr. 202 vom 28. August 1934.

(26) F. Syrup: 100 Jahre Sozialpolitik, S. 419. ゼルデ前掲書73ページ以下、ジュール前掲書125ページ以下参照。

(27) RGB I, I, 1935, S. 1281. ゼルデ前掲書76ページ、ジュール前掲書170ページ以下。営利的な職業紹介業は、音楽家、美術家、俳優の職業紹介にのみ許可され、他の機関は、帝国局総裁の特別の委託によるのみ活動可能であった。

(28) Vgl. A. Faust: op. cit., S. 231.

(29) D. Petzina: „Mobilisierung“, S. 446.

(30) 詳細は大野英二前掲論文、矢野「社会史的考察」(上)参照。

干渉の口実であった。ナチス労働市場政策は、「労働配置」(Arbeitseinsatz)政策として四カ年計画に編入され、それに関する決定は四カ年計画総監ヘルマン・ゲーリング(Hermann Göring)に委ねられることとなった。帝国局総裁フリートリヒ・ジールプ(Friedrich Syrup)は、労働省内の社会政策、特に賃金政策を担当していた第Ⅲ部長ヴェルナー・マンズフェルト(Werner Mansfeld)とともに、四カ年計画組織の「労働配置部」(Geschäftsgruppe Arbeitseinsatz)に任命された。この部は単なる審議機関にすぎぬとはいえず、帝国局が四カ年計画総監ゲーリングの権限の下に服したことを意味する⁽³¹⁾。しかし、「労働配置」の行政そのものは、帝国局・労働局によってなされ、ここに四カ年計画の下で、労働市場政策の決定と行政の分離が成立した。この分離によって、「労働配置」は、四カ年計画実現のための重要な手段となった⁽³²⁾。

産業部門によって異なる就業状態に直面し、また、経済的再軍備を四カ年計画と関連する特定の産業部門を中心に遂行するため、1936年11月四カ年計画総監によって七つの四カ年計画施行指令が制定された。その際、鉄・金属産業と建設業の二つの産業部門における、半熟練を含む専門労働力確保に重点がおかれ、労働者の職場移動の自由が制限されることになった⁽³³⁾。

その後1938年6月には、ゲーリングは西部要塞(Westwall)建設と四カ年計画遂行のため、労働力の強制的補充措置をめざすいわゆる「労務義務制(Dienstverpflichtung)」を導入した。1939年2月にはこの「部分的」労務義務制は、無制限の「全般的」労務義務制に拡大され、同時に、労働者の雇入れ、解雇の許可義務制と結合されて、労働関係の「公然たる軍事化」の制度的基礎が与えられた⁽³⁴⁾。

このように、1936年秋の四カ年計画導入以降の労働市場政策は、「労働配置」政策として、一方で職場移動制限(雇入れ・解雇許可義務制)、他方で労務義務として制度化されることとなった。この労働市場政策上の決定は四カ年計画総監によってなされ、重要な諸措置のほとんどが彼の名の下に公布された。

それに対して労働行政そのものは、帝国局・労働局によって実施されていたが、1938年末に労働行政に大きな変化が生じた。この変化は、帝国局・労働局の権限内容の変化にではなく、帝国局とライヒ労働省との関係において現われた。1938年末から1939年3月までの間の一連の指令の告示に

注(31) A. Kranig: op. cit., S. 157.

(32) D. Petzina: Vierjahresplan, S. 203; ders.: Autarkiepolitik, S. 158; ders.: „Mobilisierung“, S. 446; T. Mason: Sozialpolitik, S. 164.

(33) 戸原「ナチスの労働政策」、矢野「社会史的考察」(上)83ページ以下参照。すでに1934年12月29日に、熟練金属労働者の雇入れには、労働局の許可が必要とされる命令が出されたが、これは産業部門を問うものではなかった。Syrup: 100 Jahre Sozialpolitik, S. 422. 1937年2月11日には金属労働者労働配置令が導入され、四カ年計画の範囲内での鉄・金属産業という枠が外された。矢野「社会史的考察」(上)85ページ。

(34) J. Kuczynski: Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus, Bd. 16, Berlin (Ost) 1963, S. 155 f.; Bd. 6, S. 222. D. Petzina: Vierjahresplan, S. 204 ff.; ders.: Autarkiepolitik, S. 159 f.; ders.: „Mobilisierung“ S. 444, 448. 矢野「社会史的考察」(上)110ページ以下。

(35) よって、帝国局は労働省に編入され、帝国局総裁は労働省内の新しく設置された第V部長として、政務次官となり、帝国局総裁の課題と権限は、労働相に委譲された。帝国局の中央本部は労働省内に「労働配置」部として編入され、州労働局、労働局はライヒ官庁として直接労働省に従属することになった。ここに、労働市場政策の決定と労働行政の実施との分離関係が解体され、労働行政が労働省に統一編入せられ、同時に、労働条件に関する規制をも含む賃金政策と「労働配置」政策とが、労働省に一体化されるに至った。⁽³⁶⁾

III ルール労働市場の実態

帝国局・労働局の自律性はナチス期に喪失されたが、他面で帝国局・労働局の労働市場政策上の諸権限そのものは拡大・強化されていった。本章では、労働市場政策遂行における労働局の権限強化が、具体的にルール労働市場でいかなる実態を示していたかが分析される。まず1930年代におけるルール地方の人口変動の特徴が分析され、次にこの地方の就業状態が統計的に把握される。このようにして明らかになったルール地方の特徴がいかなる労働市場の実態に起因するものであるのかを具体的に分析することが本章の後半部分の課題である。まず第一に、労働需給関係の実態を明確にし、ルール地方の地域的特質を解明する。第二に、ナチス「労働配置」政策が統制しようとした職場移動が実際にはどの程度のものであり、この領域での国家の介入が何を意味していたのかを分析する。最後に、労働局の重要な課題の一つになった職業紹介活動の実態を解明する。以上の考察から、「労働配置」政策として展開してゆくナチス労働市場政策が、ルール地方の労働市場にいかなる意味をもっていたのかが明らかにされるであろう。

1 人口変動

特定地域の労働市場は、その地域の人口変動とも密接な関係にある。そしてこの人口変動そのものは、その地域の人口の自然的変化と社会的変化との関係によって規定されている。ルール地方の人口変動の特徴を解明するために、1920年代、1930年代のドイツの人口変動を概観することからはじめよう。

注 (35) Erlaß des Führers und Reichskanzlers über die Reichsanstalt vom 21. Dez. 1938, in: RGBl. I, 1938, S. 1892; Ansprache Seldtes (RAM) an die Präsidenten der Landesarbeitsämter vom 22. Febr. 1939, in: RAB I, II, 1939, S. 89; Verordnung über den Arbeitseinsatz vom 25. März 1939, in: RGBl. I, 1939, S. 575.

(36) 1939年8月1日以降には、労働局長は、労働省に従する労働管理官(Reichstrehänder der Arbeit)の代理(Beauftragten)になり、これによって、労働配置政策と労働管理官の元来の任務であった労働条件の規制とが一体化されることとなった。Martin Broszat: Der Staat Hitlers. Grundlage und Entwicklung seiner inneren Verfassung, München 1978 (1969¹), S. 205 f.; T. Mason: Sozialpolitik, S. 164; A. Faust: op. cit., S. 231 f.; A. Kranig: op. cit., S. 157.

ワイマール期における人口の自然的変化は、死亡率が低下したものの、出生率がそれ以上に低下したことによる人口増加の相対的低下によって特徴づけられる⁽³⁷⁾。それに対し、この時期の人口の社会的変化は、複雑である。第一次世界大戦後、一方で、ヴェルサイユ条約により割譲された地域からの移住、また、東部ヨーロッパならびにフランスからの移住ないしは帰国移住、他方で、ドイツ国内の外国人、特にポーランド人の新生ポーランドへの帰国ならびにフランスへの移住という現象がみられたからである⁽³⁸⁾。1925年以降は、特に1890年来大きな社会現象にまでなっていたエルベ諸州からルール工業地帯への人口移動（Fernwanderung）は影をひそめ、それ以降人口増加率は激減している⁽³⁹⁾。他方で、世界経済恐慌勃発までは、北部・東部ドイツならびに中部・南部ドイツの農村からシュレージェン、中部ならびに西部ドイツの工業地帯への移住現象は存続している⁽⁴⁰⁾。ただし、1925年以降の都市化は、工業都市の人口増加という形では現象しなかった。1925年から1930年までの間にベルリン、ハンブルク、ミュンヘンでは人口が6%以上増加したのに対し、ルール工業地帯では、例えばエッセンで3%、ドルトムントで1.9%増加したにすぎない⁽⁴¹⁾。

出生率ならびに死亡率が共に最低となった世界経済恐慌期には、国外移住が減少し、同時に国外からの帰国が増加した⁽⁴²⁾。ドイツ国内においては、全体としてはこの時期に地域的移動は減じたが、失業者の移動は激化し、工業都市から農村部への逆移動が盛んとなっている⁽⁴³⁾。

本稿が対象とするナチス期の人口動向は、1933年6月16日と1939年5月17日の国勢調査から明らかとなる。ドイツの人口は同時期に5%増加したのに対し、ラインラントで3.7%、ヴェストファーレンで3.4%増加したにすぎない⁽⁴⁴⁾。しかしその内実をみると、ドイツ全体で人口流入は流出を0.8%上回っているのに対し、かつてエルベ以東から大量の人口が流入してきたラインラント、ヴェス

注 37) Klaus J. Bade: „Arbeitsmarkt, Bevölkerung und Wanderung in der Weimarer Republik“, in: Die Weimarer Republik - Belagerte Civitas, hrsg. v. Michael Stürmer, Königstein (Ta.) 1980, S. 163; Wolfgang Köllmann: „Bevölkerungsentwicklung in der Weimarer Republik“, in: ders.: Bevölkerung in der industriellen Revolution. Studien zur Bevölkerungsgeschichte Deutschlands, Göttingen 1974, S. 100. これは1880年代以降の人口動向の延長線上にある。

(38) W. Köllmann: „Bevölkerungsentwicklung“, S. 102; K. Bade: op. cit., S. 168 f. さらに、海外移民もこの時期に増加している。この時期は海外移民の第三の波である。Ebenda, S. 165 ff.

(39) 1910年から1925年の間にラインラントの人口は12.7%、ヴェストファーレンの人口は11.7%増加したのに対し（ドイツ全体では8%）、1925年から1933年の間にそれぞれ5.4%、4.4%の増加（ドイツ全体で5.2%）。W. Köllmann: „Bevölkerungsentwicklung“, S. 104; ders.: „Bevölkerungsgeschichte 1800—1970“, in: Handbuch der deutschen Wirtschafts- und Sozialgeschichte, Bd. 2, hrsg. v. Hermann Aubin und Wolfgang Zorn, Stuttgart 1976, S. 35 f.; vgl. auch K. Bade: op. cit., S. 173.

(40) W. Köllmann: „Bevölkerungsgeschichte“, S. 37.

(41) Ders.: „Bevölkerungsentwicklung“, S. 105.

(42) Ders.: „Bevölkerungsgeschichte“, S. 38.

(43) K. Bade: op. cit., S. 164, 168.

(44) Ibid., S. 173 f.

(45) Dietmar Petzina u. a.: Sozialgeschichtliches Arbeitsbuch III. Materialien zur Statistik des Deutschen Reiches 1914—1945, München 1978, S. 36.

表1 ルール18都市における人口動向

都 市 名	人 口 1933年	出生	人口	人口	出生	人口	人口	出生	人口	人口	人 口 1939年
		超過	移動	増加	超過	移動	増加	超過	移動	増加	
		1933 ~39	1933 ~39	1933 ~39	1933 ~36	1933 ~36	1933 ~36	1936 ~39	1936 ~39	1936 ~39	
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	
エッセン	654,461	4.8	-2.9	1.9	2.8	-1.7	1.1	1.9	-1.2	0.8	666,743
ドルトムント	540,875	4.0	-3.7	0.3	2.3	-2.5	-0.1	1.7	-1.3	0.4	542,261
デュスブルク	440,419	5.7	-7.0	-1.3	3.6	-3.6	0.0	2.1	-3.4	-1.3	434,646
ゲルゼンキルヒェン	332,545	5.5	-10.0	-4.5	3.4	-4.5	-0.1	2.1	-5.6	-3.5	317,568
ボーフム	314,546	4.1	-7.0	-2.9	2.6	-2.5	0.0	1.6	-4.5	-2.9	305,485
オーバーハウゼン	192,345	6.6	-6.9	-0.3	4.2	-2.6	1.5	2.4	-4.2	-1.8	191,842
ハーゲン	148,314	3.5	-1.2	2.3	2.2	-1.4	0.7	1.3	0.2	1.5	151,760
ミュールハイム	133,279	4.4	-1.2	3.2	2.3	-1.2	1.1	2.0	0.0	2.1	137,540
ヘルネ	98,595	5.6	-9.6	-4.0	3.5	-4.7	-1.2	2.2	-5.0	-2.8	94,649
ヴァネ アイケル	92,269	5.1	-11.2	-6.1	3.4	-5.8	-2.3	1.8	-5.6	-3.8	86,680
レックリングハウゼン	87,411	5.7	-7.0	-1.3	3.5	-4.3	-0.8	2.3	-2.7	-0.4	86,313
ポットロプ	86,218	7.3	-10.6	-3.3	4.3	-3.9	0.3	3.0	-6.6	-3.6	83,385
ヴィッテン	72,580	3.4	-2.1	1.3	1.9	-0.8	1.2	1.5	-1.3	0.1	73,548
ヴァッテンシャイト	62,096	5.2	-6.2	-1.0	3.2	-3.3	-0.2	2.0	-2.9	-0.9	61,449
グラドベック	61,239	6.9	-11.0	-4.1	4.2	-5.9	-1.7	2.8	-5.2	-2.5	58,713
カストロプ ロークセル	58,372	6.8	-9.8	-3.0	4.2	-5.0	-0.8	2.6	-4.8	-2.3	56,610
ハム	54,610	5.1	3.0	8.1	4.1	-2.5	1.5	1.0	5.4	6.5	59,035
リュネン	45,617	6.7	-5.2	1.5	4.2	-5.2	-0.9	2.5	0.0	2.5	46,310
合 計	3,475,791	5.0	-5.6	-0.6	3.1	-2.9	0.1	2.0	-2.7	-0.7	3,454,537

資料: Statistik des Deutschen Reiches, Bd. 552; Zwick: „Bevölkerung im Ruhrgebiet seit 1933“, in: Ruhr und Rhein, 19.Jg./H 15, 1937, S. 299.

トファーレン両州を含むドイツ西部では、人口流出が流入を1.5%上回っている⁽⁴⁶⁾。両州の中でもルール工業地帯においては人口そのものが0.3%減少し⁽⁴⁷⁾、特にルール工業地帯の18都市では、人口は0.6%も減少している(表1)。出生超過がこの時期に5%増加し、ルール工業地帯の諸都市における出生超過が、他のドイツの大都市に比較して(例えば1939年においてミュンヘンで1,000人当り2.3の出生超過、フランクフルトで2.9、ハノーファーで4.9)きわめて高かったこと(例えばオーバーハウゼンでは10.6、ゲルゼンキルヒェンで9.7、デュスブルグで9.6等)から、この地域の人口減少は、激しい人口流出によるものであることが明らかとなろう(表1)。

ドイツの人口1万人以上の都市の人口移動は、1936年以降増加に転じ、人口は流入している。それに対しラインラント、ヴェストファーレン両州の1万人以上の都市では、それ以前の時期に引続

注(46) Ibid., S. 40.

(47) Heinz Günter Steinberg: Sozialräumliche Entwicklung und Gliederung des Ruhrgebietes, Bad Godesberg 1967, S. 124 f.; Paul Wiel: „Wandlungen in Sozialgefüge des Ruhrgebiets“, in: Mitteilungen des Rheinisch-Westfälischen Instituts zur Wirtschaftsforschung, 15. Jg./H 12, 1964, S. 238.

(48) Ibid., S. 243.

⁽⁴⁹⁾いて人口は流出している。ルール18都市においては人口が減少したわけであるが、それは1936年以降の出生超過の相対的低下と依然として高い人口流出とから生ずる人口減少によるものである。とりわけ減少が著しかったのは、ヴァネ・アイケル、ゲンゼンキルヒェン、グラドベック、ヘルネといういわゆる鉱業都市においてであり、そこでの減少は特に激しい人口流出によるものであった⁽⁵⁰⁾ (表1)。

このようにみえてくると、世界経済恐慌期に人口が都市から農村へ移動したとはいえ、経済復興過程で農村から都市へと移動したとは一般的にはいえないことが明らかとなろう⁽⁵¹⁾。1930年代におけるルール工業地帯の人口変動は、ドイツの他の地域とは異なる発展を示していたのである。その原因として、ルール工業地帯に内在する要因は後述するが、まず第一に、1930年代、とりわけ1936年以降において、軍事的・国防的理由から、中部ドイツが軍事政策的にドイツの新しい工業中心地として位置づけられたこと⁽⁵²⁾、第二に、西南ドイツが機械工業を中心とする産業的特質によって、ここに労働力が流入してきたことがあげられる⁽⁵³⁾。

2 就業状態

世界経済恐慌期に最高の失業者数を数えた1932年⁽⁵⁴⁾に、人口1,000人当りの失業者数はドイツ全体で90人であったのに対し、ラインラントでは100人、ヴェストファーレンでは98人と、両州の失業率は高かった。そのうちルール工業地帯の諸都市においては、特に人口に占める失業者の割合が高かった(表2)。労働可能人口に占める失業者数の割合も、例えば1932年10月にデュスブルクで34.1%、ドルトムントで33.3%であり、ドイツ全国の大都市における平均25.7%を上回る数値を示して⁽⁵⁵⁾いた。

注(49) Emil Chandon: „Wanderungsbewegung und Facharbeitermangel. Die Entwicklung im rheinisch-westfälischen Industriegebiet“, in: Ruhr und Rhein, 20. Jg./H 30, 1939, S. 679.

(50) ハム、ハーゲン、ミュールハイムのようなルール地方の中でも周辺に位置し、ルール工業地帯の典型を示さない都市、また、産業ならびに文化中心地であるエッセンにおいては人口は増加しており、都市の空間ならびに産業構成によって異なる発展を示している。ところで、同時代人の指摘するところでは、流出人口のうち、25歳以下の年齢層が70%も占めているという。E. Chandon: op. cit., S. 679.

(51) W. Köllmann: „Bevölkerungsgeschichte“, S. 37.

(52) Rolf Wagenführ: Die deutsche Industrie im Kriege 1939—1945, Berlin 1955; Elke Anja Bagel-Bohlan: Die industrielle Kriegsvorbereitung in Deutschland von 1936 bis 1939, Diss. Bonn 1973, S. 134.

(53) D. Petzina: „Materialien zum sozialen und wirtschaftlichen Wandel in Deutschland seit dem Ende des 19. Jahrhunderts“, in: Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte, 17. Jg., 1969, S. 314.

(54) Rudolf Vierhaus: „Auswirkungen der Krise um 1930 in Deutschland. Beiträge zu einer historisch-psychologischen Analyse“, in: Die Staats- und Wirtschaftskrise des Deutschen Reiches 1929/33, hrsg. v. Werner Conze und Hans Raupach, Stuttgart 1967, S. 161.

(55) Wilfried Böhnke: Die NSDAF im Ruhrgebiet 1920—1933, Bonn-Bad Godesberg 1974, S. 16. 健康保険組合員の就業者数に占める失業者数の割合でみると、1932年のドイツ平均で30.3%に対しヴェストファーレンで35.1%、ラインラントで36.3%であった。D. Petzina: „Zum Problem des Verlaufs und der Überwindung der Wirtschaftskrise im regionalen Vergleich - Materialien und Interpretation“, in: Probleme der national-sozialistischen Wirtschaftspolitik, hrsg. v. Friedrich-Wilhelm Henning, Berlin 1976, S. 38.

表2 人口10万人以上の都市における失業

都 市 名	失業者数(人)			人口千人当りの失業者数		
	1932年	1936年	1938年	1932年	1936年	1938年
ボーフム	36,190	7,847	1,102	114.9	24.9	3.5
ドルトムント	73,575	25,777	3,795	136.0	47.7	7.0
エッセン	76,801	29,784	7,222	117.4	45.5	11.0
ゲルゼンキルヒェン	35,141	16,094	3,877	105.5	48.4	11.7
ミュールハイム	16,134	2,520	703	121.3	18.9	5.3
オーパーハウゼン	22,895	8,035	1,146	119.2	41.8	6.0

Statistisches Handbuch von Deutschland 1928—1944, München 1949, S. 485;
D. Petzina: „Überwindung“, S. 41 f.

次に、1933年以降のルール地方の失業者数の推移をみてみよう。1933年から1936年までにドイツ全体の失業者数は72%減少している。⁽⁵⁶⁾しかしこの時期のルールの諸都市での失業者数の減少は、ミュールハイム、ボーフムでより急速であったものの、その他の都市ではそれほどでもなかった(表⁽⁵⁷⁾2)。1936年において、ヴェストファーレンでは人口1,000人当りの失業者数は25人でドイツ全国⁽⁵⁸⁾の平均(24人)に相当し、それに対しラインラントでは35人で依然として高い。これは、後述するようにラインラントの産業構造に起因するものであるが、ラインラントが国境に位置していたため、⁽⁵⁹⁾1936年3月のラインラント進駐まで、軍事施設の建設が禁止されていたことにもよる。

1937年7月の時点においてさえ、例えばデュスブルク、ドルトムント、ポットロプ、ゲルゼンキルヒェン、グラドベックで人口1,000人中20人以上が失業しており、全国平均(8.5人)を大きく上回っていた。このように、ルール工業都市は依然として特に失業率の高い「特別地域」であった。⁽⁶⁰⁾

次に、ルール工業地帯の産業構造を特色づける鉄鋼業ならびに鉱業の就業状態をみてみよう。まずドイツ全体においてみると、鉄・金属加工部門で1933年から1938年の間に就業者数は134%増加したのに対し、鉄鋼部門で85%増加したにすぎず、⁽⁶¹⁾両者の間でも差異があった。製鉄業の就業者数は、ドイツ全体で恐慌期に約半分くらいまで減少したものの、その後急速に増加し、1936年には

注(56) Statistisches Handbuch von Deutschland 1928—1944, hrsg. v. Länderamt des Amerikanischen Besatzungsgebiets, München 1949, S. 484; D. Petzina u. a.: Arbeitsbuch, S. 119.

(57) Vgl. F. Syrup: „Vierjahresplan und Arbeitseinsatz“, in: Der Vierjahresplan, 1. Jg., 1937, S. 15.

(58) D. Petzina u. a.: Arbeitsbuch, S. 121. Vgl. auch K. Wisotzky: op. cit., S. 122 f.

(59) T. Mason: Sozialpolitik, S. 167.

(60) Schreiben der Wirtschaftskammer Düsseldorf an den Regierungsrat Bertgen (Düsseldorf) vom 12. Okt. 1937, in: Rheinisch-Westfälisches Wirtschaftsarchiv zu Köln (Abk. RWWA) 20-618-3; s. auch Soziale Praxis, H 35, 1937, Sp. 1023. 1936年については F. Syrup: „Vierjahresplan und Arbeitseinsatz“, S. 14 f.; Friedrich Gärtner: „Entwicklung, Lage und Aufgaben des Arbeitseinsatzes im Wirtschaftsraum Westfalen“, in: Stahl und Eisen, 56. Jg./Nr. 11, 1936, S. 328 ff.

(61) RAB I, II, 1939, S. 198.

1929年水準を約10%上回った。その後1939年6月までに⁽⁶²⁾28%増加している。ルール工業地帯の製鉄業就業者数は1937年までしか統計的に確認されていないが、その限りにおいてみると、ラインラント、ヴェストファーレン両州の高炉では、経済恐慌により就業者数は半減したが、1936年には1929年水準を18%、1937年には⁽⁶³⁾30%を超え、製鋼工場では恐慌期に40%の減少を示すにとどまった。とはいえ、それはすでに1935年に1929年水準を8%、1937年には⁽⁶⁴⁾67%上回るほどであり、ドイツ全体をはるかに上回るものであった。

次に鉱業における就業状態をみてみよう。ドイツ全体では経済恐慌期に1929年に比較し38%就業者が減少し、1932年から1936年までに19%増加したものの、1929年と比較すると依然として27%も下回っている。1936年以降1939年6月までに21%鉱業就業者数は増加したが、1929年に比して12%⁽⁶⁵⁾下回っている。ルール鉱業における就業者数の変化はドイツの平均とほぼ同じ傾向を示している。恐慌期にドイツ全体と同じく38%就業者数が減少し、1932年から1936年までに20%、1936年から1939年6月までに18%しか増加せず、1929年水準に比し12%⁽⁶⁶⁾下回っているのである。

このように、1930年代のルール工業地帯は、一方で相対的により急速に就業者数が増加した鉄鋼業・金属業、しかし他方で就業者数の増加がより遅滞し、恐慌期以前の水準を上回らなかつた鉱業によって特徴づけられていた。しかもラインラントは、ヴェストファーレンとは異なり、就業者数がより緩慢にしか増加しなかつた繊維産業によつても特徴づけられていた。ラインラントでは、全就業者数に占める繊維産業就業者の割合は14%も占め、それゆえ、この州の経済復興過程は複雑で⁽⁶⁷⁾あった。

ところで、こうしたルール地方の特徴的な人口・就業動向は、この地方の人口の社会構造に関連している。1939年のドイツの全職業に占める労働者の割合は、51%⁽⁶⁸⁾であったのに対し、ラインラント、ヴェストファーレンで55%、ルール工業地帯では67%にも達していた。産業部門別にみれば、1939年のドイツ全体の就業者に占める工業・手工業就業者の割合は42.2%⁽⁶⁹⁾であったのに対し、ラインラント、ヴェストファーレンでは57%、⁽⁷⁰⁾ルール工業地帯で67%も占め、工業・手工業就業者の割⁽⁷¹⁾

注 (62) T. Mason: Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft. Dokumente und Materialien zur deutschen Arbeiterpolitik 1936—1939, Opladen 1975, Anhang Dok. Ib, S. 1241 ff.

(63) Statistisches Jahrbuch für die Eisen- und Stahlindustrie, 1933, S. 4, 6; 1938, S. 5, 6; 1948, S. 4, 11.

(64) Ibid., 1933, S. 7, 9; 1938, S. 8, 10; 1948, S. 6, 14 f.

(65) T. Mason: Arbeiterklasse, Anhang Dok. Ib, S. 1241.

(66) K. Wisotzky: op. cit., S. 21, 64, 267.

(67) D. Petzina: „Überwindung“, S. 17 f. ドイツの繊維産業での就業者数は1936年に1929年水準を7%下回り、1939年に1936年水準を6%しか上回っていない。T. Mason: Arbeiterklasse, Anhang Dok. Ib, S. 1241.

(68) D. Petzina u. a.: Arbeitsbuch, S. 55.

(69) Statistik des Deutschen Reiches, Bd. 557/18, 19. Vgl. P. Wiel: Wirtschaftsgeschichte des Ruhrgebietes, Essen 1970, S. 82.

(70) D. Petzina u. a.: Arbeitsbuch, S. 55.

(71) Statistik des Deutschen Reiches, Bd. 557/18, S. 2; /19, S. 2.

合が高かった。このように、ルール工業地帯では、工業・手工業部門に就業者が集中し、労働者人口の割合が高かったのである。

人口に占める経済活動人口の割合は、1933年にドイツ全国平均が50%であったのに対し、ヴェストファーレンでは45%である。⁽⁷²⁾特にルール諸都市では、この割合はきわめて低い。例えば1932年にデュスブルクで43.6%、ポットロプで36.5%、ヴァネ・アイケルで37.8%、ゲルゼンキルヒェンで38.7%にすぎない。⁽⁷³⁾また、女性の経済活動人口の人口に占める割合は、1933年の全国平均で22%に対し、エッセン管区で18%を示しており、⁽⁷⁴⁾ルール工業地帯は、女性にとっての就業可能性はより低く、おおよそ就業可能性もより低かったのである。しかも、一家計当りの家計人員が、1933年にドイツ全体で3.06人であったのに対し、ルール工業地帯では3.63人であった事実を考えると、⁽⁷⁵⁾就業可能性がより低かったルールの住民は、父親の就業により大きく依存していたことが明らかとなる。

1930年代の経済復興過程でルール地方の人口が流出したのは、こうしたルール工業地帯の社会構造の一面性、就業可能性の低さとその片寄りから生じたものである。他方では、工業・手工業部門には就業者はより急速に吸収され、⁽⁷⁶⁾ルール工業地帯の片肺的性格はより強いものとなった。

3 労働需給関係

1930年代後半のドイツ労働市場に関する従来の研究を顧みると、幾つかの点が確認できる。第一点は、完全雇用状態は、第二次四カ年計画が実施された1936年に達成されたのではなく、この経済的再軍備政策の実施過程で「労働力構造の基本的変化」が生じたということである。すなわち、一方で1937年から1938年前半期末までの間に完全雇用が達成されたものの、しかし他方で就業状態は産業部門によって著しく異なっていた。第二は、この基本的変化によって1938年以降は労働市場に対する直接的統制に移行した点である。⁽⁷⁷⁾しかしこれらの点で欠落しているのは、地域的特殊性の問題である。そこで本節では、まず第一に、いつ完全雇用状態が達成されたかというものを、産業と地域を考察の中心に据えて明らかにし、「労働力構造の基本的変化」が1938年夏以降の労働力の強制的補充の原因と把握することが妥当かどうかを吟味することにする。第二に、労働市場の直接

注 (72) Bernhard Schnoepf: „Arbeitsreserven im Ruhrgebiet“, in: Ruhr und Rhein, 20. Jg./H 22, 1939, S. 510.

(73) W. Böhnke: op. cit., S. 140; Ingrid Buchloh: Die nationalsozialistische Machtergreifung in Duisburg. Eine Fallstudie, Duisburg 1980, S. 10.

(74) 注 (72)。

(75) W. Fröhling: „Die wirtschafts- und sozialpolitische Entwicklung im Treuhänderbezirk Westfalen seit 1933“, in: RABl. II, 1938, S. 166; vgl. auch B. Schnoepf: op. cit., S. 510.

(76) ドイツの他の地域との経済復興過程の差異については D. Petzina: „Überwindung“, S. 24; ders.: „Materialien“, S. 324, 337 f.

(77) D. Petzina: „Mobilisierung“, S. 447; ders.: Vierjahresplan, S. 204 ff.; ders.: Autarkiepolitik, S. 159 f.; auch J. Kuczynski: Bd. 6, S. 152. それに対し、1936年を完全雇用達成とみなすものとして Toshiaki Gotoh: „Die sozio-ökonomische und politische Entwicklung des gewerblichen Mittelstandes im Dritten Reich 1933 bis 1945. Eine Zwischenbilanz“, in: 愛知学院大学論叢『商学研究』第30巻第3号, 1985年5月, S. 195.

ナチス期におけるルール労働市場

表 3 求職・求人関係

(男子 単位1,000人)¹⁾

年 月	ド イ ツ			ライ ン ラ ント		
	求 職 (人)	求 人 (人)	求職 100 人 に対する求人	求 職 (人)	求 人 (人)	求職 100 人 に対する求人
1933年 6 月	4,701	241	5	651	19	3
1936年 6 月	1,889	790	42	354	64	18
1937年 6 月	1,139	806	71	221	75	34
1938年 6 月	679	806	119	113	80	71
1939年 6 月	513	1,152	225	52	99	190

1) 各年 6 月最初の現存数プラス 6 月一ヶ月間の新規求職・求人数
資料: Statistische Beilage zum RABl. 1933~1939.

的統制の原因かつ結果であると従来みなされてきた職場移動が1930年代後半に激化したといえるか否かを分析する。

まず、完全雇用状態がいつ達成されたのかという問題であるが、その指標の一つとして労働需給関係をみることにする。「労働配置」政策によってナチス政府が労働力を重点的に確保しようとした鉄・金属産業部門においては、1938年にはじめて需給関係が逆転している。しかしそれはドイツの全産業部門の平均と同時期であり(表3)、この産業部門での労働需給関係の逆転の時期が特に早かったわけではなかった。

地域的にみると、ルール工業地帯の西部を含むラインラントにおける労働需給関係は、1939年にはじめて逆転した。これは、前述したようにラインラントの相対的に高い失業率に起因する。1939年1月においてさえ、100の求職に対し86の求人しか存在していなかった。しかし都市によって差があり、産業構造が多様であったエッセンにおいては、この時期に労働需給関係はほぼ均衡を保っていたのに対し、全就業者中約3分の1が鉄鋼業従業者であったオーバーハウゼンでは、求職100(78)に対し求人は70しかなかった。主として鉄鋼業と鉱業によって特徴づけられる産業構造をもつ都市の労働者は、1939年においてさえ、労働力売り手市場の有利な地位にはなかったのである。従来の研究史で労働力不足が全般化したと考えられてきた時期に、ルールの都市では、職場を求める人が職場より多かったという事実は、ルール地方の労働市場を端的に特徴づけている(79)。

次に、職場移動が1930年代に激化したのかどうかという問題であるが、1935年と1938年におけるオーバーハウゼンの求職者の動向によって統計的に確認し(表4)、職場移動の具体的実態については次節で詳述する。失業者数は急速に減少したものの、なお失業者が1万人以上存在した1935年に、職場を求めて労働局に届出をした人は決して少なくなかった。しかも、届出をしたこれらの労働者は、同一の長期失業者ではなく、就業者も含めて常に新たに「入れかわっていた」(80)のである。

注 (78) RWWA 20-1285-2.

(79) もちろん、労働局に新たに届けられた数だけを見ると、求職の増加が求人の増加よりおおく、そのかぎりにおいてのみ労働力需要が供給を上回っていたことは事実であるが。

(80) Tätigkeitsbericht des Arbeitsamts Oberhausen 1935, in: National-Zeitung (NZ), Nr. 2 vom 3. Jan. 1936.

表4 オーバーハウゼンにおける求職者の動向

(1935, 1938年 単位 人)

月	1935年		1938年	
	新規の求職者数	就職者数	新規の求職者数	就職者数
1月	2,272	1,545	2,124	2,059
2月	1,483	1,529	1,724	1,844
3月	1,567	2,646	1,349	2,329
4月	1,566	1,768	1,428	1,693
5月	1,539	2,018	1,359	1,843
6月	1,191	1,678	1,241	1,575
7月	1,280	1,878	1,248	1,426
8月	990	1,848	1,139	1,382
9月	1,193	1,388	1,272	1,472
10月	1,586	1,388	1,852	1,667
11月	1,853	1,223	2,275	2,407
12月	1,480	1,229	1,672	1,207
計	18,000	20,208	18,683	20,904

資料：National-Zeitung, Nr. 2 vom 3. Jan. 1936; NZ, Nr. 14 vom 14. Jan. 1939; Bericht über den Arbeitseinsatz im Arbeitsamtsbezirk Oberhausen im Jahre 1938, in: HA/GHH 40010135/1.

1935年に比し約10分の1に失業者数が激少した1938年においても、ほぼ同じくらいの労働者が、職場を求めて労働局に届出をしていた。これは、「常に存在していた」もので、「決して特殊なものではなかった」⁽⁸¹⁾。しかも、1938年1月1日現在でのオーバーハウゼンでの就業者数は58,840人で、1935年12月の45,800人を29%上回っており、届出をしたというかぎりでの、求職者の労働局への依存度は相対的には低下している⁽⁸²⁾。以上から明らかのように、1930年代後半にオーバーハウゼンで職場移動が激化したとは決していけない⁽⁸³⁾。

このことは、鉄・金属産業においても確認できる(表5)。労働需給関係が変化している中で、職場を求めて労働局に新たに届出した求職者の数は、1930年代後半にほとんど変化していない。

以上の統計的考察から、以下の点が明らかとなる。第一に、労働需給関係は、ドイツ全体で1938年夏、鉄・金属産業でも同じく1938年夏に逆転し、鉄・金属産業での特殊性はみられない。第二に、地域別にみると、ルール地方ではこの逆転は遅く、労働者に有利な労働市場は1930年代後半に形成されたとはいえない。第三に、職場移動は1930年代に激化しはしなかった。

注(81) Bericht über den Arbeitseinsatz im Arbeitsamtsbezirk Oberhausen im Jahre 1938, in: Historisches Archiv der Gutehoffnungshütte (HA/GHH) 40010135/1.

(82) Tätigkeitsbericht des Arbeitsamts Oberhausen 1935, in: NZ, Nr. 2 vom 3. Jan. 1936; Statistisches Handbuch von Deutschland, S. 485; Bericht über den Arbeitseinsatz im Arbeitsamtsbezirk Oberhausen im Jahre 1938, in: HA/GHH 40010135/1; Statistik des Deutschen Reiches, Bd. 552.

(83) Vgl. E. Schönefelder: „Der Wechsel der Arbeitsgesuche und ihre Erledigung“, in: Die Arbeitslosenhilfe, 3. Jg./H 21, 1936, S. 366 f.

ナチス期におけるルール労働市場

表 5 ドイツ鉄・金属産業における求職・求人

(男子 単位 人)

年 月	求 職			求 人			求職 100 人 に対する求人
	月始めの 現存数	新規の求 職者数	合 計	月始めの 現存数	新規の求 人数	合 計	
1933年 6 月	806, 282	68, 444	874, 726	279	6, 670	6, 949	1
1936年 6 月	147, 620	40, 087	187, 707	5, 388	43, 293	48, 681	23
1937年 6 月	64, 929	33, 738	98, 667	8, 380	35, 230	43, 610	44
1938年 6 月	22, 255	32, 022	54, 277	17, 362	42, 790	60, 152	111
1939年 6 月	8, 091	32, 261	40, 352	58, 218	46, 702	104, 920	260

資料：Statistische Beilage zum RABl. 1933—1939.

それゆえ、1938年夏の「労働配置」政策は、労働市場の構造変化にもとづいて改編されたのではなく、むしろ、ナチス政府が、経済的再軍備、西部要塞建設を強行するために先取的に労働市場を統制しようとしたものと考えられる。

4 職場移動

ナチス「労働配置」政策の意図するところは、経済的再軍備に労働力を重点的に確保することにあつたが、最近の研究によって強調されるようになったのは、この政策の効果は制限されたものであり、労働力確保はむしろ市場メカニズムに委ねられ、それによって、充分ではないとはいえ、かえって軍需部門に労働力が流入した、ということである。⁽⁸⁴⁾ 本節の課題の第一は、職場移動制限を例に、ナチス「労働配置」政策が、軍需部門に労働力を確保するための積極的手段であつたかどうかを検討することにある。第二の課題は、労働局が軍需部門のために労働者の職場移動を厳格に制限しようとしたのか、あるいは逆に、市場メカニズムに委ねることによって軍需部門への労働力の流入をはかったのかを分析することである。

金属労働者の雇入れを労働局の許可に服せしめるという、1937年2月のいわゆる「金属労働者令 (Metallarbeiteranordnung)」が実際にどれくらい規模で実施されていたかについては、労働局に雇入れ許可申請がどれくらい出されていたかによって明らかになる。例えば就業者数約59,000人を数えるオーバーハウゼンで、1938年中にわずか565の職場移動の許可申請が提出されているにすぎない。そのうち、323件が許可されており、大半は労働者の職場移動が労働局の承認のもとで行なわれていたこととなる。⁽⁸⁵⁾ 金属労働者というカテゴリーが、きわめて広汎であることを考慮すると、この600弱という数それ自体が、「金属労働者令」がきわめて意義の小さいものであつたことを示している。

それゆえ、この「金属労働者令」が企業にとってそれほど重要なものではなかつたことは容易に

注 (84) T. Mason: Sozialpolitik, S. 270 f.

(85) Bericht über den Arbeitseinsatz im Arbeitsamtsbezirk Oberhausen im Jahre 1938, in: HA/GHH 40010135/1. ラインラント州労働局の報告では80%以上が承認されていた。H. Yano: op. cit., Kap. 3.

推測されよう。問題は、それにもかかわらずこの「金属労働者令」が企業の労働力確保に積極的な役割を果たしていたかどうかという点である。例えばオーバーハウゼンの鉄鋼企業グーテホフヌク(GHH)の場合、「金属労働者令」は、営業年度1936/37年の労働課の報告によれば、「専門労働者の流出に対して単に制約された保護を提供するにすぎなかった⁽⁸⁶⁾」。営業年度1937/38年においては、この令によって、「深刻な支障が避けることができた⁽⁸⁷⁾」とはいえ、この措置は、労働力を確保するための積極的な手段ではなく、労働力流出を避けるというきわめて消極的な方策であった。

しかしながら、労働力の「引抜き」は、この「金属労働者令」にもとづく職場移動とは別のところで、労働局の許可なしに行なわれる職場移動である。それゆえ、「金属労働者令」の小さな意義は、必ずしも労働力引抜きが重要な問題ではなかったことを意味しない。実際には、労働力引抜き現象は、その後のナチス「労働配置」政策の重要な対象であった。しかしこの労働力引抜きは、決して広汎かつ深刻なものではなかった。1938年3月の労働科学研究所の調査によれば、この労働力引抜きは、「決して一般的な難事」ではなく、被雇用者の「一部」にしかすぎなかった。特に、企業が賃上げ等によって深刻に獲得しようとしたのは、ドイツ全体で「数十万人にすぎな⁽⁸⁸⁾」かったのである。

しかしながら、地域的にはこの労働力引抜き現象は、地域の労働管理官の「労働配置」政策の重要な課題であった。特にラインラント、ヴェストファーレンにおいては「他の企業から雇用関係にある就業者を引抜くという違反行為に関する不平」が、「ありとあらゆる方面から」当労働管理官の下に入ってきたので、1938年11月18日、両州のほとんどを管理するヴェストファーレン経済管区(1939年の機構改編以降、ヴェストファーレン・ニーダーライン経済管区と名づけられた)労働管理官は、「より良い賃金・労働条件を提供することによってある企業から雇用関係にある労働者を引抜くこと」を禁止した⁽⁸⁹⁾。ルール鉄鋼業界の重要なメンバーが会するノルトヴェスト地区顧問会議で、この問題が討議され、鉄鋼業界の代表であるペンスゲン(Ernst Poensgen)は、ヴェストファーレン経済管区労働管理官の禁止令を根拠に、他の企業の専門労働力は、その企業と協約してのみ雇入れるよう要請した⁽⁹⁰⁾。

注(86) Jahresbericht der Abt. A (Arbeiterangelegenheiten) der GHH 1936/37, in: HA/GHH 400100/33: 10.

(87) Jahresbericht der Abt. A der GHH 1937/38, in: HA/GHH 400100/35: 11.

(88) „Höchstlöhne?“, vom Arbeitswissenschaftlichen Institut der DAF vom 8. März 1938, S. 4, als Anlage zum Schreiben des Leiters des Arbeitswissenschaftlichen Instituts an den Gauleiter Lohse (Kiel) vom 13. Mai 1938, in: Bundesarchiv Koblenz (BA), NS 5 I/254.

(89) 3. Anordnung des Reichstreuhanders der Arbeit für das Wirtschaftsgebiet Westfalen vom 18. Nov. 1938, als Anlage des Rundschreibens Baares (Geschäftsführer der Wirtschaftsgruppe Eisen schaffende Industrie) vom 29. Nov. 1938, in: BA, R 13 I/243, Bl. 5.

(90) Ibid., Bl. 2. ルール鉱業においては鉱業労働者の離職をさけるために政府に金属労働者令のごとき措置を鉱業に適用するよう提案されたが、否決されていた。(K. Wisotzky: op. cit., S. 131 ff.) しかしこの「禁止令」によって、ルール鉱業にも少なくとも制度的には引抜きによる職場移動は禁止された。

1939年3月の解雇規制による職場移動制限は、⁽⁹¹⁾ 労務義務制と結合して導入されたが、これは、グーテホフヌク⁽⁹²⁾の労働課の指摘するところでは、「専門労働者の好ましからぬ引抜きを有効に避ける可能性」を提供するものであった。しかしこの制度は、一方で労働者の側から企業に解雇を強いる方法が増加するという結果を招いた。すなわち、それは、「特に青年層において恣意的な休業が⁽⁹³⁾とてつもない程度で増加する」という結果をもたらしたのである。他方でこの解雇規制は、労働力引抜き現象を解決することができなかった。1939年第1四半期のライヒ労働管理官報告で次のように指摘されている。「労働局の紹介活動がもはや有効な成功をもたらしえないので、募集はますます国家機関の外で行なわれている。日刊紙の募集広告がまさにこうした関係で明確な実状を示して⁽⁹⁴⁾いる」。

それゆえ、労働力引抜きをいかに克服するかが企業の最大関心事であった。先の「引抜き禁止」令は、それ自体としては例えばオーバーハウゼンとその周辺の諸都市の企業によって歓迎されていたが、二つの理由から、この禁止令の効果に疑念がもたれた。すなわち、第一に、この「引抜き禁止」令は、ヴェストファーレン経済管区内にある企業にだけ労働力引抜きを禁ずるもので、他の経済管区の企業による引抜きを禁止していないこと、第二に、1936年の四か年計画施行指令による禁止にもかかわらず、日刊紙の求人欄に氾濫する引抜きの試みが抑えられていないこと、である。この疑念にもとづき、ニーダーライン商工会議所は、日刊紙による求人の禁止を含めた労働力引抜きの全国統一的な禁止措置の必要性を主張したが、大戦勃発までそれに類する制度は導入されなかつた。⁽⁹⁵⁾

このように、1936年秋以降の一連の職場移動制限によって、労働力引抜きは効果的には解消されなかった。ところで、大企業は労働局と協力して労働力の移動を減少させることができたし、引抜きによって金属加工業と化学産業が労働力を獲得した、という主張がある。⁽⁹⁶⁾そこで、いかなる企業が労働力を「不当に」引抜いていたのかを、ラインラント、ヴェストファーレンを中心に分析することにする。

主としてルール西部を管轄する高級行政官は、1936年秋に、「専門労働者と技術者の引抜きにつ⁽⁹⁷⁾いて様々な形態で不平がある。クルップ社からも同じような不平がなされている」と報告している。

注 (91) 労務義務については H. Yano: op. cit., Kap. 3.

(92) Jahresbericht der Abt. A der GHH 1938/39, in: HA/GHH 400100/37: 11.

(93) Ibid.

(94) Auszug aus den sozialpolitischen Berichten der Reichstreuhand der Arbeit für das 1. Vierteljahr 1939, in: BA, R 43 II/528, T. Mason: Arbeiterklasse, Dok. 156, S. 943.

(95) Schreiben Weyands (Niederrheinische Industrie- und Handelskammer) an die Arbeitsgemeinschaft der IHKn in der Reichswirtschaftskammer vom 3. Apr. 1939, in: BA, R 11/1229, Bl. 177. H. Yano: op. cit., Kap. 3.

(96) Reinhardt Hanf: Möglichkeiten und Grenzen betrieblicher Lohn- und Gehaltspolitik 1933—1939, Diss. Regensburg 1975, S. 101, 108.

これは、大企業グループが、労働力の引抜きに悩んでいたことを示している例であるが、グーテホフヌクは、1938年夏、金属労働者が「労働局の承認なしに中小企業によって雇用されている」状況下⁽⁹⁸⁾にあった。前述した1938年末のヴェストファーレン経済管区労働管理官の労働力「引抜き禁止」令をめぐる例も、鉄鋼業が労働力引抜きに悩んでいたことを如実に示している。このように、大企業、しかも鉄鋼大企業で労働力引抜きの加害者ではなく、労働力を引抜かれていた被害者であったことが明らかとなる⁽⁹⁹⁾。

では、いかなる企業が労働力を引抜いていたのであろうか。先のグーテホフヌクの例は、中小企業がグーテホフヌクの金属労働者を引抜いていたことを示しているが、1939年1月の工業全国集団の書簡によると、ケルン経済会議所の産業課には引抜きに関する多くの不平がだされた。しかもこうした引抜きは、「鉄道、郵便局、労働奉仕団のような官庁的機関」によって行なわれていた⁽¹⁰⁰⁾。この事実は、ヴェストファーレン経済管区労働管理室の1939年第1四半期の報告でも示されている。「公共機関からの引抜きはもはや確認できない」、むしろ問題なのは、「公共機関が私経済から労働力を引抜くという逆のでき事」⁽¹⁰¹⁾であった。

以上から、1930年代後半に公共機関が労働力を引抜いていたことが明らかとなった。もちろん、重点が中小企業から公共機関に移行したと主張するだけの資料が現在充分あるわけではないが、ここで確認できることは、大企業、とりわけ鉄鋼大企業が労働力を引抜いたわけではなく、その犠牲者であったという事実である。

このように、労働力引抜きは、労働局による雇入れ・解雇規制の範囲外で行なわれていた。特に鉄鋼企業はこれを規制の対象にするよう要請していたが、労働力引抜きは統一的な規制下におかれることはなかった。1938～39年には、公共機関による労働力引抜きが前面にでてくるようになり、労働市場は混沌とした様相を呈するようになる。この時期の軍需企業の重点は巨大重工業ではなく、⁽¹⁰²⁾中小の金属加工業にあったことを考えると、軍需企業への労働力の集中は、労働局による労働配置

注 (97) Wirtschaftlicher Lagebericht vom Oberregierungs- und gewerberats Blüher (Düsseldorf) vom 15. Okt. 1936, in: Nordrhein-Westfälisches Hauptstaatsarchiv Düsseldorf, BR 1015/80 II.

(98) Rundschreiben Wegmanns (Abt. A) der GHH vom 5. Juli 1938, in: HA/GHH 400140/21.

(99) ヴィゾツキーによれば、ルールの鉱業労働者は、鉱山から鉱山への職場移動によっては自己の社会状態を改善できず、他の経済部門特に鉄鋼業へ移動したという。確かに鉱業から他の経済部門への離職は1935年から1938年の間に絶対的には増加している。K. Wisotzky: op. cit., S. 129 f. しかし、鉱業労働者の職場移動全体に占めるその割合は減少しており、ヴィゾツキーはこの事実を無視している。グーテホフヌクの労働課の資料では、1930年代後半に鉱業労働者の流入は問題とはなっていない。鉱業労働者の鉄鋼労働者に対する羨望については H. Yano: op. cit., Kap. 8 を参照。

(100) Schreiben der Reichsgruppe Industrie an den Präsidenten der Reichsanstalt vom 11. Jan. 1939, in: BA, R 11/1232, Bl. 17.

(101) Auszug aus den sozialpolitischen Berichten der Reichstreuhand der Arbeit für das 1. Vierteljahr 1939, in: BA, R 43 II/528, T. Mason: Arbeiterklasse, Dok. 156, S. 945.

(102) H. Yano: op. cit., Kap. 2.

によってではなく、それを越えたところで進行した労働力引抜きによってなされ、その意味で市場メカニズムに委ねられていたといえよう。巨大企業が労働局の協力によって労働力を引抜くという形で軍需企業への労働力集中が行なわれたのではなかったのである。

5 労働局の職業紹介

職業紹介は、前述のごとくナチス期初期の労働市場政策の展開の過程で、労働局の独占するところとなった。しかし、労働局の職業紹介は、決して強制的なものではなく、企業は例えば新聞広告等によって独自に労働力を募集することができた。労働局は、こうした独占的ではあるが強制的ではない地位に満足してはいなかったようである。労働局は、例えばグーテホフヌンクにおける労働者の採用に際し、「労働局の強制利用を達成しようとする試みをくり返し行なってきた。」グーテホフヌンクは、かかる労働局の強制利用を拒否し、労働局との協働を限定つきで認めていたにすぎない。⁽¹⁰³⁾ 本節では、強制的ではないが他の機関の活動を許さない労働局の職業紹介の実態を明らかにしよう。

労働局による職業紹介の割合は、1930年代に確かに上昇し、そのかぎりでは労働局の意義は拡大したといえよう。⁽¹⁰⁴⁾ しかし、労働市場はトータルに支配されはしなかった。その主要な理由は、第一に党関係の諸組織の活動、⁽¹⁰⁵⁾ 第二に1933年以降の帝国局・労働局の「粛清」による人員不足に求められよう。⁽¹⁰⁶⁾ 労働局の職業紹介の内実は、労働市場のトータルな支配とは程遠いものであった。1937年3月にラインラント州労働局管轄下で44,280人の労働者に長期就業の職場が紹介された。そのうち30%は不熟練労働者であった。金属産業への仲介は、繊維産業と合わせてわずか10%を占めるにすぎず、金属産業の企業にとって、労働局の職業紹介活動は、きわめて微小なものにすぎなかった。32%は管外に紹介されており、労働局の職業紹介活動の意義はむしろ各州労働局間の職業紹介 (zwischenbezirklicher Ausgleich) ⁽¹⁰⁸⁾ にあった。⁽¹⁰⁷⁾ しかもこの労働局間紹介活動はその後「ますます重要となった。」

こうした労働局間の職業紹介は、一般的な労働力不足に直面した活動ではなく、特に就業状況の地域による不均衡を解消するためのものであった。1938年においてさえ労働政策の専門紙で次のように指摘されていた。

注 (103) Jahresbericht der Abt A der GHH 1936/37, in: HA/GHH 400100/33: 10.

(104) 求職者が職場を確保した総数に占める労働局による職業紹介の割合は1933年26%から1937年74%に上昇した。

Zehnter Bericht der Reichsanstalt für 1. Apr. 1937 bis zum 31. März 1938, Beilage zum RABl. II, 1939, S. 24.

(105) G. -H. Seebold: op. cit., S. 157.

(106) Sechster Bericht der Reichsanstalt, S. 15.

(107) Mitteilung des Präsidenten der Reichsanstalt vom 22. Apr. 1937, in: RWVA 20-1285-2.

(108) Mitteilungen des Präsidenten der Reichsanstalt vom 21. Juli 1937 und vom 22. Nov. 1937, in: ibid.

「いくつかの職種にきわだつ専門労働者不足は、金属労働者ならびにこれに付随する労働者のすべての職種に一般化されてはならない。(製鉄工、庄延労働者等の)重工業労働者、鍛冶工、鋳削工、目下のところブリキ工と電気工、金・銀鍛冶工は、なるほど不足も生じてはいるが、しかし、⁽¹⁰⁹⁾欠員のある職場は、ほとんど労働局間の職業紹介措置によって配置されうる。」

この労働局間の職業紹介活動が具体的にいかなる意味をもっていたのか、オーバーハウゼンを例にみてみよう。オーバーハウゼンでは、1935年に400人の専門労働者が当労働局によってオーバーハウゼン以外の地域に⁽¹¹⁰⁾仲介され、1936年にはその数は1,000人に増加した。⁽¹¹¹⁾1938年にはオーバーハウゼンから他の地域に2,051人が紹介された。それに対して、この年に他の地域からオーバーハウゼンには⁽¹¹²⁾わずかに911人が労働局によって仲介されたにすぎない。このように、その重要性が増加しつつあった労働局間の職業紹介活動は、オーバーハウゼンにとっては労働力流出を意味していたのである。どの地域に労働力が流出したかについては現存の資料からは明らかとはならないが、鉄鋼業と鋳業を中核産業とするオーバーハウゼンは、他の地域のための労働力の源泉という役割を果たしていたのである。

このように、労働局の職業紹介は、相対的に重要となったとはいえ、実際には労働局間職業紹介活動に重点が移行していた。しかも、この労働局間紹介活動は、例えばオーバーハウゼンにとっては労働力流出を意味するものであった。それゆえ、労働局の権限が拡大し、その職業紹介の比重が重くなるなかで、例えばオーバーハウゼンの企業は、労働者を採用する場合むしろ自力で確保せざるをえなかったのである。産業構造がより多様であったエッセンにおいてさえ、例えばクルップ鋳鋼工場は、少なからぬ割合を労働局の助けを借りずに自力で労働力を確保していたし、しかもその自力の⁽¹¹³⁾比重は増大していった。

労働局の職業紹介が労働市場の「調整器 (Regulator)」になりえなかったのは、労働市場政策史上の問題でもあった。すなわち、求人届出強制は、ワイマール時代における労働市場政策の焦眉の問題であり、雇用主側の強力な抵抗によって制度化されなかったのであるが、この届出強制はナチス期においても導入されず、最初から職業紹介活動は制限されたものにとどまらざるをえなかった⁽¹¹⁴⁾のである。その意味で、企業のこの領域での「抵抗」はナチス期においても貫徹された。逆説的にいうならば、労働者はナチス期にこの雇用主側の「抵抗」によってかえって職場移動の「自由」

注 (109) Walter Salzmann: „Der überbetriebliche Arbeitseinsatz“, in: Arbeitseinsatz und Arbeitslosenhilfe, 5. Jg./H 4, 1938, S. 52.

(110) NZ, Nr. 2 vom 3. Jan. 1936.

(111) NZ, Nr. 132 vom 14. Mai 1937.

(112) Bericht über den Arbeitseinsatz im Arbeitsamtsbezirk Oberhausen im Jahre 1938, in: HA/GHH 40010135/1.

(113) H. Yano: op. cit., Kap. 3.

(114) A. Faust: op. cit., S. 243 ff.

を確保しえたのである。

IV 結 論

労働市場への労働行政の介入の制度的可能性は、ドイツ労働市場政策史上ナチス期に最も拡大・深化された。まず、労働行政の機構そのものが改編され、それによって労働行政の自律性が解体され、帝国局総裁の権限が強化された。1936年以降の経済的再軍備の強行とともに、労働市場政策は「労働配置」政策の手段と化し、労働市場政策の決定と労働行政とが分離された。この一連の過程は、帝国局の労働省への編入に終結し、ここにおいて「労働配置」政策と賃金・労働条件規制とが一体化されることとなった。

しかし、この労働市場政策の史的過程は、決して労働市場の実態そのものを表現してはいない。

ドイツ重工業の中心地たるルール工業地帯においては、人口は1930年代に特に人口流出により減少した。それは、1930年代の経済発展の過程で、経済的再軍備が金属加工業、機械工業、化学工業を中心に進行し、そのためルール工業地帯は、その重工業に片寄った産業構造のゆえに、「労働配置」政策の受益者になりえなかったことと関連する。ドイツの経済的再軍備は、伝統的なルール地方の重工業に労働力を集中させる形ではなく、ルール地方以外の軍需関連産業への労働力集中として進行したのである。

とはいえ、こうした労働市場の状態は、ナチス「労働配置」政策の直接的成果ではなかった。

雇入れ規制から解雇をも含めた規制へと展開した職場移動制限措置は、その規制内容において強化され、厳格になったにもかかわらず、それが直接的に及ぼしえた範囲はそれほど広くはなかった。むしろ規制の枠組の外で行なわれた労働力引抜きが比較的広汎な現象となっていた。しかしその際、鉄鋼大企業は、この労働力引抜きによって労働力を積極的に確保しなかった。むしろ中小企業と国家諸機関が労働力引抜きの源泉になっていたのである。しかも、新聞広告が重要な手段として機能していた。

それゆえ、労働局が有する重要な課題であった職業紹介活動の効果は、制限されたものにとどまっていた。労働局管内では不熟練労働者への職業紹介が中心で、次第に重要度を増した労働局間の職業紹介活動では、ルール工業地帯はむしろ管外のための労働力供給源であった。それゆえ、ルール地方の企業にとっては、労働局のこの領域での活動は、ネガティブに作用するものであった。

したがって、ルール地方の企業、とりわけ鉄鋼大企業は、労働局の職業紹介に頼らず、新聞広告⁽¹¹⁵⁾によって労働力を自力で確保しようとしたのである。

注 (115) Ibid., S. 244 f.

ナチス「労働配置」政策が、国家的要請のための労働力の計画的配分を求めるものであり、意図として「市場解体的 (marktauflösend)」なものであったとはいえ、実際の労働市場においては「万人の万人に対する闘争」⁽¹¹⁶⁾「需給法則」が支配していたのである。かかる市場メカニズムにおいて、ルール鉄鋼大企業は、ルール鋳業企業とともに、労働力確保において利益を得はしなかった⁽¹¹⁷⁾。しかしそれにもかかわらず労働市場のかかる状態が鉄鋼生産においてそれほど重要な意味をもたなかったのは、第一に、原料不足による生産の不確定性、第二に、企業内部の労働力配分によるものであった⁽¹¹⁸⁾。

かくして、本稿で取扱った労働市場の問題は、ナチスの経済的再軍備全体と関連する問題でもあることが理解できよう。ナチス政府は、労働力をも含めた原料等の他の生産諸要因を把握しえず、それゆえまたこれらインプットの側面を統御できなかったのである。それは、混沌としたナチス経済統制の結果であった⁽¹¹⁹⁾⁽¹²⁰⁾。

ナチス政権当初から意図された再軍備の一定の経済的帰結に対し、ナチス政府は1936年以降経済的再軍備を強行しようとした。そのために導入された経済諸統制は、実際には、個々の領域での諸措置が個々バラバラで他律的なものの集合体であったため⁽¹²¹⁾、混沌たる様相を呈し、生産諸要因をめぐる争奪戦は、市場経済的性格をもつものであった⁽¹²²⁾。労働市場はその一つの現象であり、労働市場への国家介入は、「労働配置」の効率性を改善し、高めるどころか、逆に労働市場での混沌を強化させるにすぎなかったのである⁽¹²³⁾。

[付記：本稿は、昭和60年度慶應義塾学事振興資金に基づく研究成果である。この紙面を借りて謝意を表す次第である。]

(経済学部助手)

注 (116) Ibid., S. 239 f.; K. Wisotzky: op. cit., S. 135. Dagegen D. Petzina: Vierjahresplan, S. 239.

(117) この意味において東独のクチンスキーの研究は問題がある。J. Kuczynski: Bd. 16, Berlin (Ost) 1963, S. 147,

151. ルール鋳業については K. Wisotzky: op. cit., S. 135.

(118) 矢野「労働力配分」参照。

(119) T. Mason: Sozialpolitik, S. 239 f.; D. Petzina: Vierjahresplan, S. 207; ders.: Autarkiepolitik, S. 161.

(120) H. Yano: op. cit., Kap. 2.

(121) D. Petzina: Autarkiepolitik, S. 197.

(122) T. Mason: Sozialpolitik, S. 243.

(123) Dagegen A. Kranig: Op. cit., S. 74.